

告 示

埼玉県告示第六百八十一号

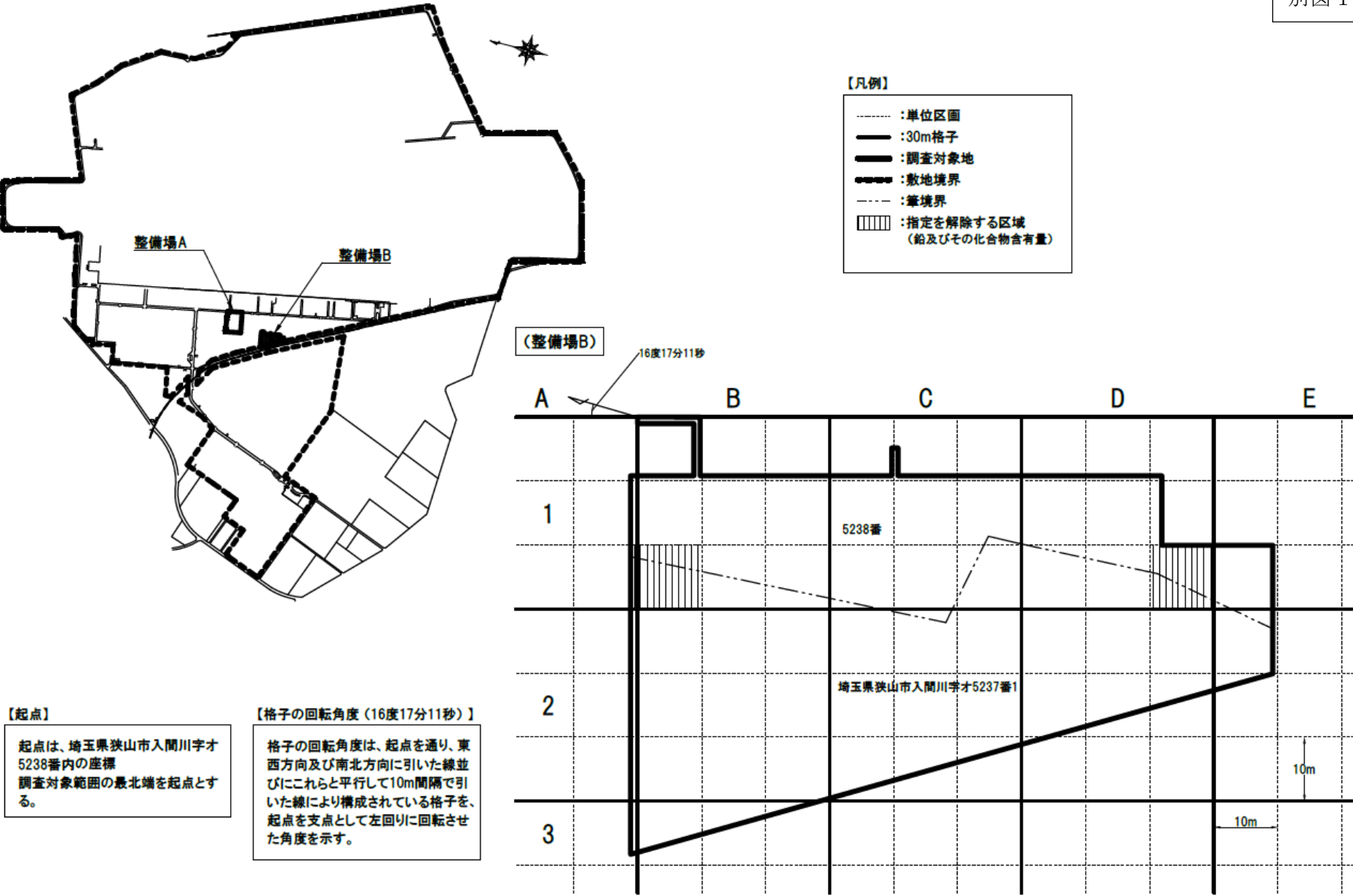
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年埼玉県告示第七百九十号及び令和八年埼玉県告示第六百八十号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和八年十月六日

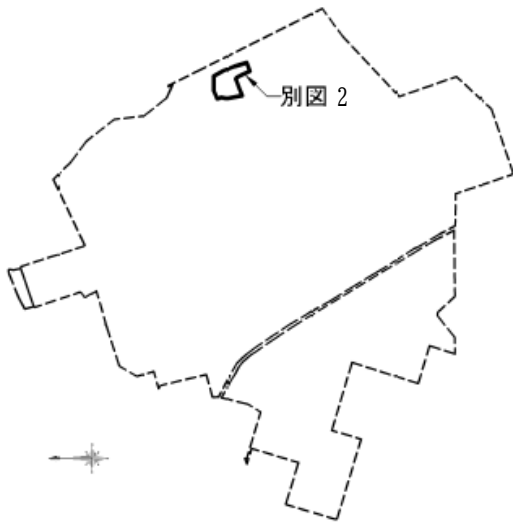
埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図一及び二のとおり（埼玉県狭山市入間川字オ五千二百三十七番一の一部、五千二百三十八番の一部及び字ヲ四千二百十七番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図 1



別図 2



【 起点 】

起点は、埼玉県狭山市入間川字ヲ
4217番内の座標
調査対象範囲の最北端を起点とする。

【 格子 】

格子は、起点を通り、東西方向及び南北方向に
引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた
線により構成されている格子を示す。
格子の回転はない。

